

○常総衛生組合職員の定年等に関する条例

昭和59年7月3日

常総衛生組合条例第1号

改正 令和5年2月3日 組合条例第1号

第1条 常総衛生組合職員の定年等に関する条例については、常総市職員の定年等に関する条例（昭和59年水海道市条例第2号）の規定の例による。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「市規則」とあるのは「組合規則」と、同条例第13条第1項中「組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）」とあるのは「関係市（常総衛生組合規約（昭和37年地指令第116号）第2条に規定する市をいう。）」と、同条例附則第5条第1項中「組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項並びに附則第7条第1項及び第2項において同じ。）」とあるのは「関係市（常総衛生組合規約（昭和37年地指令第116号）第2条に規定する市をいう。次項並びに附則第7条第1項及び第2項において同じ。）」と、同条例附則第5条第2項並びに附則第7条第1項及び第2項中「組合」とあるのは「関係市」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（令和5年組合条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。